

健保組合からのお知らせ

はい・きゅう、あんまで健康保険を使う方

7月から支払方法が変わります！

鍼灸院等で**全額立替払い**

後から健保組合に請求、審査したのち療養費が支給されます。

これまで鍼灸院等で3割（自己負担分のみ）を支払っていましたが、7月からは一旦全額を立て替えて払い、後に健保組合に請求して自己負担分を除いた額を受け取ること（償還払い）になります。

※ 鍼灸院などの窓口で、「私の健保は償還^{しょうかんばらい}払いです。」とってください。

支払方法が変わっても、自己負担額は変わりません。

（注意）病気や症状が対象外で支払われない場合があります。
詳しくは健保組合までお問い合わせください。

請求方法は事業所まで。（任意継続の方は健保組合まで。）

健康保険法の『療養費』の取り扱い方法の原則に基づく変更です。
療養費の支給方法は、元々全額支払ののちに申請によって支払われるのが原則です。このたび、原理原則（健康保険法第87条、施行規則66条）に立ち回りコンプライアンスの徹底のため、変更します。

ご理解とご協力をよろしく申し上げます。

東海放送健康保険組合